

令和7年12月1日

被保険者の皆様へ

太平洋セメント健康保険組合
理事長 中村 邦裕

柔道整復施術(あん摩・はり・灸)に係る内容点検等の外部委託について

日頃より、当健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、柔道整復施術(整骨院・接骨院など)については、全国的に保険適用の適正化が強く求められており、国からもその是正に向けた指導がなされております。当組合としても、限りある医療資源を有効に活用し、組合員の皆さまの健康を守るため、医療費の適正化に取り組む責務があると考えております。

このたび、令和8年1月より、柔道整復施術に関する内容(施術内容・施術経過・負傷原因等)の確認を実施することいたしました。これは、施術が保険適用として妥当かどうかを点検し、制度の健全な運用を図るための措置です。

なお、点検業務は、当組合が委託する外部機関「ガリバー・インターナショナル株式会社」(東京都中央区)が行います。今後、皆さまのもとに「柔道整復師(整骨院・接骨院)での受診に伴う確認について」という照会文書が届く場合があります。お手数をおかけいたしますが、内容をご確認のうえ、所定の期限までに「保険管理センター」宛にご返送くださいますようお願い申し上げます。

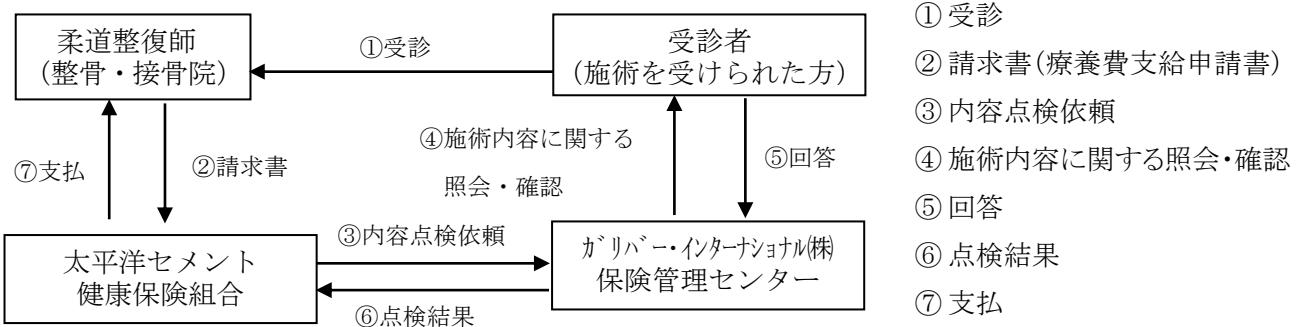
※照会は受診から数か月後になることがあります。確認のため、領収書や施術明細の保管をお願いいたします。

この取り組みは、皆さまの保険制度を守るための大切な一步です。ご理解とご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

【個人情報の取扱いについて】

ご回答いただいた内容は、個人情報保護法に基づき、委託先との契約により「柔道整復師への確認資料としてのみ使用」いたします。その他の目的で使用することは一切ございません。どうぞご安心のうえ、ご協力をお願いいたします。

【照会文書発送から回答までの流れ】



〔 太平洋セメント健康保険組合
担当:浅井 (kumiko_asai@taiheiyo-cement.co.jp)
Tel 03-5801-0249 (内線 840-3227) 〕